

越前市文化・芸術活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市の文化・芸術の振興を図るため、越前市文化・芸術活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、市内での文化・芸術に関する活動を主として行う市民又は団体が開催する事業で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 文化・芸術の鑑賞及び創造の機会を広く市民に提供する事業で、市民の文化向上に大きく貢献すると認められること。
- (2) 本市のイメージアップに大きく貢献すると認められること。
- (3) 事業主体の運営組織が明確であること。
- (4) 当該事業における会計処理が適正かつ健全であること。

(補助率等)

第3条 この要綱における補助対象経費は、補助対象事業の開催に要する経費（飲食費、賞賜金及び前条の団体の運営のための経常的な経費を除く。）のうち市長が補助対象と認めた経費とし、補助率は、補助対象経費の50パーセント以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、補助率及び補助金の額を別に定めることができる。

(補助金交付手続)

第4条 補助金の申請、交付等の手続は、越前市補助金等交付規則による。

(軽微な変更)

第5条 交付規則第5条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更において、市長が認める軽微な変更とは、補助対象経費の変更が交付決定額の20パーセント以内の額（10万円を上限とする。）の増

減とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日に施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日に施行する。